

[論点3] 再教育を修了したことを行政が確認する仕組み（例えば、厚生労働大臣による再教育修了の認定など）についてどう考えるか。

◆これまでに出示された意見

- ・ 独立して薬剤師研修センターが存在するので、そこが修了したことを行政に代わって確認する組織になり得るのではないか。
- ・ 薬剤師の場合も、助言指導者を前提で考えるのかどうか検討すべき。（再掲）
- ・ 再教育を終了していないと薬局の管理者になれないという法律上の要件と関わってくることから、最終的に行政の責任においてしっかりした認定をする必要がある。

考え方（案）

薬剤師法第8条の2に定めるところにより、修了者からの申請に基づき、厚生労働大臣が再教育に係る研修を修了した旨を確認したうえで、薬剤師名簿に登録する。

なお、登録の際、再教育研修修了登録証が交付される。

[医師の場合]

「4-7 再教育修了の認定

技術研修、倫理研修のそれぞれにおいて、研修の実施後には、被処分者は研修実施報告書、助言指導者は研修評価書を厚生労働省に提出する。

なお、技術研修の助言指導者と倫理研修の助言指導者が異なる場合には、研修評価書の作成に当たって、双方が十分な連携を図るものとする。

厚生労働省は、研修実施報告書及び研修評価書を審査の上、審査結果に応じて以下の措置をとることが考えられる。倫理研修に係る評価書と技術研修に係る評価書の提出の時期が異なる場合は、双方の研修評価書が提出された時点で最終的な評価を行うことになる。

① 事前承認した研修計画書に基づいて適切に研修が実施されたと認められる場合

再教育修了通知書を発行し、再教育の修了を認定する。

② 事前承認した研修計画書に基づいて研修が実施されたが、技術研修ないし倫理研修の結果、問題点が指摘された場合

再教育修了通知書を発行し、再教育の修了は認定するが、あわせて、問題点の指摘に基づいた指導等を行い、その旨再教育修了通知書に記載する。」

* 「行政処分を受けた医師に対する再教育について」（平成17年4月）

1-4 再教育の提供者等について

[論点1] 被処分者によって処分理由や処分内容が異なる下で、被処分者が自らに必要な再教育研修の内容を着実に身に付けていくことができるように個々のケースごとに指導者を選任し、助言指導を行わせることについてどう考えるか。

- (1) 個々のケースごとに指導者を選任する「薬剤師としての倫理の保持に関する研修」における指導者の要件についてどう考えるか。
- (2) 個々のケースごとに指導者を選任する「薬剤師として必要な知識及び技能に関する研修」における指導者についてどう考えるか。
- (3) 指導者の養成についてどう考えるか。
- (4) 指導者の選任についてどう考えるか。
- (5) その他、指導者の在り方についてどう考えるか。

◆これまでに出示された意見

- ・ 医師の場合は、各県の指導的な能力のある人に助言者になってもらうことが、議論されたが、薬剤師においても同様のことが考えられる。
- ・ 助言指導者の指定も研修センターで行ってはどうか？
- ・ 薬剤師研修センターに大きな役割（研修終了の確認、助言指導者の育成）を担ってもらうことに期待。（再掲）

考え方（案）

倫理研修の指導者については、医療に関わった者であることが望ましい。

また、技術研修の指導者については、薬剤師としての専門知識と技術を有する薬剤師である必要がある。

指導者の養成については、標準的なカリキュラムを策定することが望ましいが、技術研修に関する指導者については、薬学生の実務実習を指導する認定実務実習指導薬剤師が行うことが可能と考えられる。

指導者の選任については、再教育の提供者が選任することが適当であるが、その資質を確保する観点からどのような基準・考え方で選任するかについて検討する必要がある。

医師の場合の個別研修における助言指導者については、個別研修を設けるか否かの議論とあわせて行うこととする。

[医師の場合]

「4-5 再教育の助言指導者

再教育は、職業倫理・医療技術とともに、各被処分者の状況に応じて個別に実施されるものであるだけに、個別の状況に応じて適切な指導、助言を行う者の存在が重要である。

倫理研修においては、助言指導者は1月に1回程度、定期的に被処分者と面会し、研修内容について助言するとともに、研修成果を評価する役割を担う。助言指導者は必ずしも医師であることを要しないが、医師の職業倫理に係る研修であることから、何らかの形で医療に関わった者であるとともに、必要に応じて指導的な立場にある医師と連携をとれる者であることが望ましい。」

技術研修においては、助言指導者は被処分者の医療技術を評価する役割を担うので、助言指導者は当該分野において専門的知識・技術を有する医師である必要がある。また、個々の医療技術すべてについて一人の助言指導者が指導を行い、評価することは困難であることから、助言指導者が、必要に応じて、被処分者の医業再開後の進路を踏まえ、助言及び評価の補佐を行う医師を選任し、医療技術に関する指導を委託することが考えられる。

また、倫理研修と技術研修の双方が実施される場合にあっては、それぞれの助言指導者が互いに連携をとりつつ研修を進めることが望ましい。

助言指導者は単に高い職業倫理や医学知識・医療技術を備えているに留まらず、行政処分を受けた者の抱く心理や、置かれている厳しい社会・経済的状況、及び医業再開の困難さ等を踏まえた助言技術を持つことが求められる。」

「助言指導者を養成する標準的なカリキュラムを策定し、そうしたカリキュラムに沿った講習会によって一定数の助言指導者を確保することが望ましい。助言指導者養成のための講習会のカリキュラムについては、今後、具体的に検討されるべきであるが、例えば、2～3日程度の講習会において、以下のような項目を取り上げるべきであると考えられる。

※ 助言指導者養成講習会のカリキュラムに取り上げるべき項目（例）

- ・ 医師再教育制度、医療制度全般
- ・ 行政処分の現状、再教育の現状（事例検討）
- ・ 医師に求められる資質、職業倫理
- ・ 医療安全対策（医療事故の現状、医療事故防止の対策）
- ・ 助言指導者の在り方（被処分者に対する面接等による支援）
- ・ 再教育プログラムの立案
- ・ 被処分者の評価」

「再教育が倫理面及び技術面から自らを見つめなおす機会であることを踏まえると、被処分者が助言指導者を選ぶことになるが、講習会を受講した者など適切な助言指導者が選ばれているかどうかについては、被処分者からあらかじめ提出される研修計画書に基づき厚生労働省において確認することとする。

また、一定の努力を行った後で、なお引き受け手が得られない場合には、医師会、各種学会等の職能団体、大学あるいは所属医療機関等が積極的な役割を果たすことが期待される。」

* 「行政処分を受けた医師に対する再教育について」（平成17年4月）

「5. 個別研修

(2) 助言指導者の選任

個別研修対象者が個別研修を受けようとする場合には、助言指導者（個別研修対象者に対して助言、指導等を行う者であって、厚生労働大臣が氏名したものをいう。以下同じ。）を選任する必要があること。

(3) 助言指導者の要件

厚生労働大臣は、次の要件を満たす者を助言指導者として指名すること。

- ① 医師免許又は歯科医師免許取得後7年以上経過している者であること。
- ② 個別研修対象者に対して助言、指導等を行うのに必要な知識・技術を有していること。

具体的には、次のいずれかに該当する者であること。

ア 大学病院又は臨床研修病院若しくは臨床研修施設（以下「臨床研修病院等」という。）

において、医師又は歯科医師の指導に継続的に従事した経験を有する者

イ 大学の医学部又は歯学部において、学生の指導に継続的に従事した経験を有する者

ウ ア又はイに掲げる者と同等以上の知識・技術を有する者

なお、医師等以外の者を含めた複数の者を助言指導者として選任することを希望する場合には、個別に所管厚生局まで相談されたい。」

* 「医師又は歯科医師に対する再教育研修の実施について」（平成19年3月医政発第0330002号）

[論点2] 再教育における研修プログラムの提供者についてどう考えるか。

- (1) 「薬剤師としての倫理の保持に関する研修」プログラムにおける提供者についてどう考えるか。
- (2) 「薬剤師として必要な知識及び技能に関する研修」プログラムにおける提供者についてどう考えるか。

(1) 「薬剤師としての倫理の保持に関する研修」プログラムにおける提供者についてどう考えるか。

◆これまでに出了された意見

- ・ 医療倫理、生命倫理、あるいはコミュニケーションという新しい薬学教育の枠の中で、大学や団体（公益団体、社会奉仕団体、患者団体など）の場でできるであろう。
- ・ 業界団体では、問題が生じる。
- ・ 研修センターが一部プログラムを大学の講座を指定して受講させる。

考え方（案）

倫理研修については、医師などと同様、医療関係団体に限定することなく、社会奉仕団体、公益団体、学校法人など、社会のあらゆる組織・個人を想定することができる。

[医師の場合]

「4-6 再教育の提供者

再教育を実際に提供するのは、助言指導者自身である場合もあれば、助言指導者とともに作成する研修計画書に基づき、第三者が提供する場合もある。

倫理研修においては、提供者は医療関係団体に限定することなく、社会のあらゆる組織・個人を想定することができる。例えば、社会奉仕団体、公益団体、学校法人などにおいて、こうした役割を期待できる。」

* 「行政処分を受けた医師に対する再教育について」（平成17年4月）

(2) 「薬剤師として必要な知識及び技能に関する研修」プログラムにおける提供者についてどう考えるか。

◆これまでに出示された意見

- ・ 第三者機関として、薬剤師研修センターが行政に代わって確認する組織になり得るのではないか。(再掲)
- ・ 薬剤師研修センターが客観的に評価するのが良いのではないか。
- ・ 行政処分は、生涯教育と切り離しては考えられないので、薬剤師研修センターで実施することが適当。
- ・ 教育内容が具体化しなければ難しい。
- ・ 大学、病院、薬剤部が非常に強く出てくると考えて良いのではないか。

考え方(案)

薬剤師としての専門知識と技術を有する薬剤師が提供者となる必要があると考えるが、処分の原因となる事由により、適切な指導者が選任されることが望ましい。

[医師の場合]

「4-6 再教育の提供者

技術研修については、助言指導者が自ら提供するか、あるいは当該医療分野において実績をもつ医療機関ないし医師個人(助言及び評価について助言指導者の補佐を行う医師)に委託することが適当である。この場合は、技術研修の提供者は単に当該医療分野において実績を持っていることのみならず、被処分者に対する指導法及び評価方法についても助言指導者と同様な研修を受けていることが望ましい。」

* 「行政処分を受けた医師に対する再教育について」(平成17年4月)

2-1 戒告処分の在り方について

改正後の薬剤師法第8条第2項においては、行政処分類型については、(1) 戒告処分、(2) 3年以内の業務の停止処分又は(3) 免許の取消し処分をすることができることとしている。

(免許の取消し等)

第8条 (略)

第2項 薬剤師が、第5条各号のいずれかに該当し、又は薬剤師としての品位を損するような行為のあったときは、厚生労働大臣は、次に掲げる処分をすることができる。

- 1 戒告
- 2 三年以内の業務の停止
- 3 免許の取消し

戒告処分は、業務停止処分と異なり、調剤業務は引き続き行うことができる。

[論点] どのような場合に戒告処分とするべきか。

◆これまでに出示された意見

考え方(案)

戒告処分については、業務停止を伴わないものであり、処分期間中も業務を行うことができるため、事犯のなかでも軽微な場合(軽犯罪法違反等の行為等)が考えられる。

なお、行政処分の程度は、基本的には司法処分の量刑などを参考に決定するとともに、医師等の他の職種の懲戒処分の状況と比較考量して判断する必要がある。

[医師の場合]

「2. 処分類型の見直し

現行の行政処分の類型は「医業停止(歯科医師の場合は歯科医業停止。以下両者を一括して「医業停止等」という。)」と「免許取消」のみであるが、再教育制度の導入に当たり、現在医業停止

処分（歯科医師の場合は歯科医業停止処分。以下両者を一括して「医業停止処分等」という。）としている事例の中には、医業停止等を伴わない処分と共に再教育を課した方が適切と考えられるものがあることや、行政指導としての戒告としていた事例の中にも、再教育を課して被処分者の反省を促した方が適切と考えられるものがあることから、医業停止等を伴わない、「戒告」といった行政処分の類型を設けるべきである。」

＊「医師等の行政処分のあり方等に関する検討会報告書」（平成17年12月）

「行政処分の考え方

（基本的考え方）

医師、歯科医師の行政処分は、公正、公平に行われなければならないことから、処分対象となるに至った行為の事実、経緯、過ちの軽重等を正確に判断する必要がある。そのため、処分内容の決定にあたっては、司法における刑事処分の量刑や刑の執行が猶予されたか否かといった判決内容を参考にすることを基本とし、その上で、医師、歯科医師に求められる倫理に反する行為と判断される場合は、これを考慮して厳しく判断することとする。

医師、歯科医師に求められる職業倫理に反する行為については、基本的には、以下のように考える。

- (1) まず、医療提供上中心的な立場を担うべきことを期待される医師、歯科医師が、その業務を行うに当たって当然に負うべき義務を果たしていないことに起因する行為については、国民の医療に対する信用を失墜するものであり、厳正な対処が求められる。その義務には、応招義務や診療録に真実を記載する義務など、医師、歯科医師の職業倫理として遵守することが当然に求められている義務を含む。
- (2) 次に、医師や歯科医師が、医療を提供する機会を利用したり、医師、歯科医師としての身分を利用して行った行為についても、同様の考え方から処分の対象となる。
- (3) また、医師、歯科医師は、患者の生命・身体を直接預かる資格であることから、業務以外の場面においても、他人の生命・身体を軽んずる行為をした場合には、厳正な処分の対象となる。
- (4) さらに、我が国において医業、歯科医業が非営利の事業と位置付けられていることにかんがみ、医業、歯科医業を行うに当たり自己の利潤を不正に追求する行為をなした場合については、厳正な処分の対象となるものである。また、医師、歯科医師の免許は、非営利原則に基づいて提供されるべき医療を担い得る者として与えられるものであることから、経済的利益を求めて不正行為が行われたときには、業務との直接の関係を有しない場合であっても、当然に処分の対象となるものである。

（事案別考え方）

1) 医師法、歯科医師法違反（無資格医業、無資格歯科医業の共犯、無診察治療等）

医療は国民の健康に直結する極めて重要なものであることから、医師法、歯科医師法において、医師、歯科医師の資格・業務を定め、医師、歯科医師以外の者が医業、歯科医業を行うことを禁止し、その罰則規定は、国民保健に及ぼす危険性の大きさを考慮して量刑が規定されているところである。

行政処分の程度は、基本的には司法処分の量刑などを参考に決定するが国民の健康な生活を確保する任務を負うべき医師、歯科医師自らが、医師法又は歯科医師法に違反する行為は、その責務を怠った犯罪として、重い処分とする。

2) 保健師助産師看護師法等その他の身分法違反（無資格者の関係業務の共犯等）

医療関係職種の身分法は、医師、歯科医師の補助者として医療に従事する者の資格・業務について規定した法律である。

行政処分の程度は、基本的には司法処分の量刑などを参考に決定するが、医療において指導的な立場にある医師、歯科医師自らが、医療に関する基本的な法令に違反する行為は、医師、歯科医師が当然に果たすべき義務を怠った犯罪として、医師法、歯科医師法違反と同様に、重い処分とする。

3) 薬事法違反（医薬品の無許可販売又はその共犯等）

薬事法は、医薬品等の品質、有効性及び安全性の確保に必要な措置等を講じることにより、保健衛生の向上を図ることを目的としている。

行政処分の程度は、基本的には司法処分の量刑などを参考に決定するが、国民の健康な生活を確保する任務を負う医師、歯科医師自らが、同法令に違反することは、基本的倫理を遵守せず、国民の健康を危険にさらす行為であることから、重い処分とする。

4) 麻薬及び向精神薬取締法違反、覚せい剤取締法違反、大麻取締法違反（麻薬、向精神薬、覚せい剤及び大麻の不法譲渡、不法譲受、不法所持、自己施用等）

麻薬、覚せい剤等に関する犯罪に対する司法処分は、一般的には懲役刑となる場合が多く、その量刑は、不法譲渡した場合や不法所持した麻薬等の量、施用期間の長さ等を勘案して決定され、累犯者については、更に重い処分となっている。

行政処分の程度は、基本的には司法処分の量刑などを参考に決定するが、国民の健康な生活を確保する任務を負う医師、歯科医師として、麻薬等の薬効の知識を有し、その害の大きさを十分認識しているにも関わらず、自ら違反したということに対しては、重い処分とする。

5) 殺人及び傷害（殺人、殺人未遂、傷害（致死）、暴行等）

本来、人の命や身体を守るべき立場にある医師、歯科医師が、殺人や傷害の罪を犯した場合には厳正な処分をすべきと考えるが、個々の事案では、その様態や原因が様々であることから、それらを考慮する必要がある。

行政処分の程度は、基本的には司法処分の量刑などを参考に決定するが、殺人、傷害致死といった悪質な事案は当然に重い処分とし、その他の暴行、傷害等は、医師、歯科医師としての立場や知識を利用した事案かどうか、事犯に及んだ情状などを考慮して判断する。

6) 業務上過失致死（致傷）

(1) 交通事犯（業務上過失致死、業務上過失傷害、道路交通法違反等）

自動車等による業務上過失致死（傷害）等については、医師、歯科医師に限らず不慮に犯し得る行為であり、また、医師、歯科医師としての業務と直接の関連性はなく、その品

位を損ずる程度も低いことから、基本的には戒告等の取り扱いとする。

ただし、救護義務を怠ったひき逃げ等の悪質な事案については、行政処分の対象とし、行政処分の程度は、基本的には司法処分の量刑などを参考に決定するが、人の命や身体の安全を守るべき立場にある医師、歯科医師としての倫理が欠けていると判断される場合には、重めの処分とする。

(2) 医療過誤（業務上過失致死、業務上過失傷害等）

人の生命及び健康を管理すべき業務に従事する医師、歯科医師は、その業務の性質に照し、危険防止の為に医師、歯科医師として要求される最善の注意義務を尽くすべきものであり、その義務を怠った時は医療過誤となる。

司法処分においては、当然、医師としての過失の度合い及び結果の大小を中心として処分が判断されることとなる。

行政処分の程度は、基本的には司法処分の量刑などを参考に決定するが、明らかな過失による医療過誤や繰り返し行われた過失など、医師、歯科医師として通常求められる注意義務が欠けているという事案については、重めの処分とする。

なお、病院の管理体制、医療体制、他の医療従事者における注意義務の程度や生涯学習に努めていたかななどの事項も考慮して、処分の程度を判断する。

7) 猥せつ行為（強制猥せつ、売春防止法違反、児童福祉法違反、青少年育成条例違反等）

国民の健康な生活を確保する任務を負う医師、歯科医師は、倫理上も相応なものが求められるものであり、猥せつ行為は、医師、歯科医師としての社会的信用を失墜させる行為であり、また、人権を軽んじ他人の身体を軽視した行為である。

行政処分の程度は、基本的には司法処分の量刑などを参考に決定するが、特に、診療の機会に医師、歯科医師としての立場を利用した猥せつ行為などは、国民の信頼を裏切る悪質な行為であり、重い処分とする。

8) 贈収賄（収賄罪、贈賄罪等）

贈収賄は、医師、歯科医師としての業務に直接関わる事犯ではないが、医師、歯科医師としての品位を損ない、信頼感を喪失せしめることから、行政処分に付することとし、行政処分の程度は、基本的には、司法処分の量刑などを参考に決定する。

なお、特に医師としての地位や立場を利用した事犯など悪質と認められる事案は、重めの処分とする。

9) 詐欺・窃盗（詐欺罪、詐欺幫助、同行使等）

詐欺・窃盗は、医師、歯科医師としての業務に直接関わる事犯ではないが、医師、歯科医師としての品位を損ない、信頼感を喪失せしめることから、行政処分に付することとし、行政処分の程度は、基本的には、司法処分の量刑などを参考に決定する。

なお、特に、医師、歯科医師としての立場を利用して、虚偽の診断書を作成、交付するなどの方法により詐欺罪に問われるような行為は、業務に関連した犯罪であり、医師、歯科医師の社会的信用を失墜させる悪質な行為であるため、重い処分とする。

10) 文書偽造（虚偽診断書作成、同行使、虚偽有印公文書偽造等）

文書偽造は、医師、歯科医師としての業務に直接関わる事犯ではないが、医師、歯科医師としての品位を損ない、信頼感を喪失せしめることから、行政処分に付することとし、行政処分の程度は、基本的には、司法処分の量刑などを参考に決定する。

なお、特に、虚偽の診断書を作成、交付した場合など医師、歯科医師としての立場を利用した事犯等悪質と認められる事案は、重めの処分とする。

11) 税法違反（所得税法違反、法人税法違反、相続税法違反等）

脱税は、医師、歯科医師としての業務に直接関わる事犯ではないが、医師、歯科医師としての品位を損ない、信頼感を喪失せしめることから、行政処分に付することとし、行政処分の程度は、基本的には、司法処分の量刑などを参考に決定する。

また、医療は、非営利原則に基づいて提供されるべきものであることから、医業、歯科医業に係る脱税は、一般的な倫理はもとより、医師、歯科医師としての職業倫理を欠くものと認められる。このため、診療収入に係る脱税など医業、歯科医業に係る事案は、重めの処分とする。

12) 診療報酬の不正請求（診療報酬不正請求（保険医等登録取消））

診療報酬制度は、医療の提供の対価として受ける報酬であり、我が国の医療保険制度において重要な位置を占めており、これを適正に受領することは、医師、歯科医師に求められる職業倫理においても遵守しなければならない基本的なものである。

診療報酬不正請求は、非営利原則に基づいて提供されるべき医療について、医師、歯科医師としての地位を利用し社会保険制度を欺いて私腹を肥やす行為であることから、診療報酬の不正請求により保険医等の登録の取消処分を受けた医師、歯科医師については、当該健康保険法に基づく行政処分とは別に医師法又は歯科医師法による行政処分を行うこととする。

行政処分の程度は、基本的には不正請求額などに応じて決定するが、当該不正は医師、歯科医師に求められる職業倫理の基本を軽視し、国民の信頼を裏切り、国民の財産を不当に取得しようというものであるため、重い処分とする。」

* 「医師及び歯科医師に対する行政処分の考え方について」（平成14年医道審議会医道分科会）

2-2 業務停止処分の在り方について

改正後の薬剤師法第8条第2項においては、行政処分類型については、(1) 戒告処分、(2) 3年以内の業務の停止処分又は(3) 免許の取消し処分をすることができることとしている。

(免許の取消し等)

第8条 (略)

第2項 薬剤師が、第5条各号のいずれかに該当し、又は薬剤師としての品位を損するような行為のあったときは、厚生労働大臣は、次に掲げる処分をすることができる。

- 1 戒告
- 2 3年以内の業務の停止
- 3 免許の取消し

業務停止処分は、免許取消処分と異なり、業務停止期間が経過すれば、再度調剤業務を行うことができるようになる。

[論点] どのような場合に業務停止処分とするべきか。

◆これまでに出示された意見

- ・ 業務停止を受ける処分の事案の内容によって再教育をいつ行うかを整理していくのではないかと。(再掲)

考え方(案)

処分事由によって、医療の安全と質を確保する観点から、薬剤師としての業務を停止した上で、一定期間反省を促したり、不足した知識や未熟な技能を補う必要があると考えられる事例については、業務停止処分とする必要がある。

なお、行政処分の程度は、基本的には司法処分の量刑などを参考に決定するとともに、医師等の他の職種の懲戒処分の状況と比較考量して判断する必要がある。

[医師の場合]

「6-3 長期間の医業停止処分の在り方について

長期間の医業停止は、医業再開に当たって技術的な支障となる可能性が大きい。医療の安全と質

を確保するという観点からは、数年に及ぶ医業停止処分を見直し、長期間の医業停止処分となるような事例については免許取消とすることも考えられる。あわせて、免許取消に至らない事例については、一定期間の医業停止処分と十分な再教育を併せて課す方向へ移行させていくことも検討することが必要である。」

* 「行政処分を受けた医師に対する再教育について」（平成17年4月）

「2. 処分類型の見直し

現行の行政処分の類型は「医業停止（歯科医師の場合は歯科医業停止。以下両者を一括して「医業停止等」という。）」と「免許取消」のみであるが、再教育制度の導入に当たり、現在医業停止処分（歯科医師の場合は歯科医業停止処分。以下両者を一括して「医業停止処分等」という。）としている事例の中には、医業停止等を伴わない処分と共に再教育を課した方が適切と考えられるものがあることや、行政指導としての戒告としていた事例の中にも、再教育を課して被処分者の反省を促した方が適切と考えられるものがあることから、医業停止等を伴わない、「戒告」といった行政処分の類型を設けるべきである。」

「3. 長期の医業停止処分等の見直し

長期間の医業停止等は、医業及び歯科医業（以下「医業等」という。）の再開に当たって技術的な支障となる可能性が大きく、医療の安全と質を確保するという観点からは適切ではなく、数年に及ぶ医業停止処分等は見直す必要がある。その結果、医業停止処分等と免許取消処分には、医業等の再開を前提とするか否かという性格の違いはあるものの、現行では長期間の医業停止処分等となるような事例が、その処分理由により、免許取消となる場合があると考えられる。」

* 「医師等の行政処分のあり方等に関する検討会報告書」（平成17年12月）

「行政処分の考え方」2-1に同じ。

* 「医師及び歯科医師に対する行政処分の考え方について」（平成14年医道審議会医道分科会）

2-3 免許取消し処分の在り方について

改正後の薬剤師法第8条第2項においては、行政処分類型については、(1) 戒告処分、(2) 3年以内の業務の停止処分又は(3) 免許の取消し処分をすることができることとしている。

(免許の取消し等)

第8条 (略)

第2項 薬剤師が、第5条各号のいずれかに該当し、又は薬剤師としての品位を損するような行為のあったときは、厚生労働大臣は、次に掲げる処分をすることができる。

- 1 戒告
- 2 三年以内の業務の停止
- 3 免許の取消し

免許取消処分を受けた場合、再教育を修了した場合であっても、必ずしも再免許が与えられる訳ではない。

(登録及び免許証の交付)

第7条 免許は、試験に合格した者の申請により、薬剤師名簿に登録することによって行う。

第2項 厚生労働大臣は、免許を与えたときは、薬剤師免許証を交付する。

(免許の取消し等)

第8条 第1項～第3項 (略)

第4項 第1項又は第2項の規定により免許を取り消された者であっても、その者がその取消しの理由となった事項に該当しなくなったとき、その他その後の事情により再び免許を与えるのが適当と認められるに至ったときは、再免許を与えることができる。この場合においては、第7条の規定を準用する。

[論点] どのような場合に免許取消し処分とするべきか。

◆これまでに出了された意見

考え方（案）

免許取り消し処分については、①医療提供上中心的な立場を担うべきことを期待される薬剤師が、その業務を行うに当たって当然に負うべき義務を果たしていないことに起因する行為があった場合、②薬剤師が、調剤、医薬品の供給その他薬事衛生をつかさどることにより国民の健康な生活を確保する薬剤師としての身分を利用した行為があった場合、③その他業務以外の場面においても、他人の生命・身体を軽んずる行為をした場合が該当する。

また、処分事由により、長期間に及ぶ業務停止となる場合にあっても、免許取消処分とする。

なお、行政処分の程度は、基本的には司法処分の量刑などを参考に決定するとともに、医師等の他の職種の懲戒処分の状況と比較考量して判断する必要がある。

[医師の場合]

「6-3 長期間の医業停止処分の在り方について

長期間の医業停止は、医業再開に当たって技術的な支障となる可能性が大きい。医療の安全と質を確保するという観点からは、数年に及ぶ医業停止処分を見直し、長期間の医業停止処分となるような事例については免許取消とすることも考えられる。あわせて、免許取消に至らない事例については、一定期間の医業停止処分と十分な再教育を併せて課す方向へ移行させていくことも検討することが必要である。」

* 「行政処分を受けた医師に対する再教育について」（平成17年4月）

「3. 長期の医業停止処分等の見直し

長期間の医業停止等は、医業及び歯科医業（以下「医業等」という。）の再開に当たって技術的な支障となる可能性が大きく、医療の安全と質を確保するという観点からは適切ではなく、数年に及ぶ医業停止処分等は見直す必要がある。その結果、医業停止処分等と免許取消処分には、医業等の再開を前提とするか否かという性格の違いはあるものの、現行では長期間の医業停止処分等となるような事例が、その処分理由により、免許取消となる場合があると考えられる。」

* 「医師等の行政処分のあり方等に関する検討会報告書」（平成17年12月）

「行政処分の考え方」2-1に同じ。

* 「医師及び歯科医師に対する行政処分の考え方について」（平成14年医道審議会医道分科会）